

広島県告示第四百二十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十三年五月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
ひので薬局本館	尾道市平原一丁目二〇―四四	精神通院医療	平成二十三年 四月一日
ひので薬局別館	尾道市平原一丁目二〇―四一	精神通院医療	平成二十三年 四月一日
なの花薬局平原店	尾道市平原一丁目二〇―四六	精神通院医療	平成二十三年 四月一日
アース薬局	福山市松永町三丁目七―三九―四	精神通院医療	平成二十三年 四月一日
さんくす薬局高屋店	東広島市高屋町杵原一八二六―一	精神通院医療	平成二十三年 四月一日
訪問看護ステーション はつぴー	三原市久井町江木二一六四―一	精神通院医療	平成二十三年 四月一日